

大学生のエコラーニング事業業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、令和5年度に実施する大学生のエコラーニング（以下「本業務」という。）に適用する。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務の目的

「大学生のエコラーニング事業」として大学生等を対象に交流の場を提供しながら、環境について学ぶワークショップ（以下「ラーニングイベント」という。）を開催する。大学生等が昨今の環境にまつわる社会の変化等について屋外での体験活動を通して学び、若者の環境に対する理解と関心を高めることを目的とする。

4 業務内容

本業務は、ラーニングイベントの企画・運営・設営・広報をはじめ、県や関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的なラーニングイベント開催に係る業務一式とする。また、企画提案の内容は、以下の仕様に沿ったものとする。

（1）ラーニングイベントの企画について

① 実施内容

- ・ラーニングイベントの実施回数は年間3回以上とする。ただし、各回のテーマは以下ア-1)～3)に基づくものとし、各回のラーニングイベントを通して全テーマを網羅すること。

ア 各ラーニングイベントのテーマについて

- 1) 省エネや再生可能エネルギーなどカーボンニュートラルについて学ぶ
- 2) 生物多様性など自然環境保全について学ぶ
- 3) ごみ減量化やリサイクルなど資源循環について学ぶ

イ 体験活動について

- ・主に屋外等での調査活動や体験活動を設定し、参加者同士が交流できる内容とすること。
(例1) 太陽光を利用したソーラークッカーでの調理体験など
(例2) 希少な野生動植物、身近な野鳥や水辺の生き物の観察など
(例3) 履かなくなったジーンズを用いてのトートバッグ制作など

ウ 「福井県気候変動教育プログラム」の体験について

- ・本プログラムについては、開催するラーニングイベントのうちいずれか1回以上に組み入れて必ず実施すること。なお、本プログラムの基礎編「福井県版ミステリーワークショップ」および応用編「課題解決ワークショップ」のうち、どちらか1種類のみの体験でも可とする。教材や指導マニュアル等を含む詳細については、以下のURLから確認すること。

（<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/ee/kikouhendou-kyouiku-program.html>）

エ 雨天・荒天等の対応

- ・延期日程や変更内容（屋内での活動への変更）など、具体的な代替案も企画提案すること。

② 実施期間

- ・契約締結日から令和7年2月28日（木）までにラーニングイベントを3回以上実施すること。
ただし、1回目のラーニングイベントについては令和6年9月1日（日）までに実施すること。

③ 実施場所

- ・実施場所は、福井県内に限る。

④ 参加者について

- ・対象者は、県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、各種専門学校に通う学生
- ・人数はラーニングイベントの各テーマ（4-（1）-①-ア）につき30人程度

（2）イベントの運営について

① 準備関係について

ア 物品の確保

- ・本業務に必要な物品は、受託者において用意すること。また、調達にあたっては、地域の活性化を考慮し、地元で生産される県産品等の活用に努めること。
- ・物品の確保に必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

イ 実施場所の事前準備および撤収について

- ・実施場所の管理者または管理団体との連絡調整および利用手続きは、受託者が行うこと。
- ・実施場所の利用に必要な一切の経費は受託者が負担すること。
- ・参加者が安全に参加できるよう、実施場所の安全確認および事前準備を行うこと。
- ・撤収作業についても、受託者の責任において行うこと。

② 実施体制について

- ・適切かつ円滑に本業務を遂行するための体制を構築し、業務責任者を選任するとともに、県や関係者等との連絡調整、必要な手続きを行うこと。
- ・進捗状況については、県に随時報告するとともに、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに県に連絡のうえ、調整すること。
- ・参加者への連絡は、受託者が行うこと。
- ・不測の事態に備え、参加者や運営スタッフの傷害保険、並びに損害保険の加入手続きは、受託者が行うこと。また、緊急対応が可能な体制を整えること。

③ 業務遂行中の事故等および損害やクレームの対応について

- ・業務遂行に際しては、人身事故、物損事故、その他本業務の遂行に際して発生が想定される事故を未然に防止する義務を負うものとする。
- ・本業務の遂行にあたり発生した事故等については、受託者の責任において速やかに適切な対応を取ること。また、受託者は速やかに県に報告すること。
- ・クレームがあった場合は、速やかに、適切な対応を取ること。また、その内容が重要な事項である場合は、受託者は速やかに県に報告すること。
- ・事故等またはクレームについて、受託者は、解決に向けて誠意のある対応を取ること。また、その対応の経過について、速やかに県に報告すること。
- ・事故等で発生した損害に対する経費は、受託者が負担するものとする。

④ 各ラーニングイベント終了後の報告について

- ・各ラーニングイベント終了後10日以内に実施報告書（任意の様式）を県に提出すること。
- ・実施報告書には、活動の概要（日時、場所、参加人数、実施内容、参加者の感想）を記載するとともに、活動中の写真を添付すること。
- ・4-(1)-①-ウの内容についても、終了後10日以内に実施報告書（任意の様式）を県に提出すること。

⑤ イベントの広報・参加者の募集について

- ・参加者募集に係る一切の業務については、受託者で実施すること。
- ・参加者募集に係る必要な経費は、受託者が負担すること。

⑥ SNS等による実施状況の情報発信について

- ・ラーニングイベントに参加していない学生の環境保全に対する関心を高めるため、各ラーニングイベント終了後には県が指定するSNS等により実施状況を情報発信すること。発信方法および内容については、受託者の提案をもとに県と協議の上、決定するものとする。
- ・ラーニングイベントに関する写真や動画については、上記SNS等による情報発信のほか県が実施する施策で活用することについて、参加者にあらかじめ告知するとともに書面等で同意を得ること。

5 業務実施計画書の提出

受託者は、事業に着手する際、各回の業務実施計画書（任意の様式）を提出するものとする。なお、業務実施計画書には、以下の事項を記載するものとする。

- ・各回のラーニングイベントの具体的な実施事項
- ・開催スケジュール
- ・安全対策（事故等の未然防止策、事故等発生時の対応策等）
- ・総括責任者および業務責任者、連絡責任者

6 成果品

(1) 成果品

以下の成果品を福井県が指定する日までに提出すること。

- ・業務完了報告書（任意の様式）
- ・写真、映像等履行状況が確認できるもの一式
- ・その他本業務で作成または取得した資料一式

※原則として、紙媒体1部、電子データ（Word, Excel等）一式で提出すること。

※成果品の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で是正を行うこと。

(2) 納入先

福井県エネルギー環境部環境政策課 環境計画推進グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL：0776-20-0301 FAX：0776-20-0734

E-mail：kankyou@pref.fukui.lg.jp

7 特記事項

(1) 本業務の実施について

- ・県担当者と密接な打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持すること。

(2) 本業務を通じて取得した個人情報等について

- ・契約書（案）別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」第9-3に従い、これを証明する書面（別紙様式8）を提出すること。
- ・契約書（案）別紙2「個人情報取扱特記事項」第3-2に従い、講じた措置について書面（別紙様式9）を提出すること。

(3) 成果品に関する権利について

受託者の固有の知識および技術を除き、県に帰属する。

(4) その他

- ・受託者は関係法令を遵守し、その適用および運用に関しては受託者の責任において適切に行うこと。
- ・本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。